

港湾工事及び漁港工事における週休2日の取得に要する費用の計上について
(令和8年4月24日付第202600026433号県土整備部長通知)

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む港湾工事及び漁港工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）】

- ・ 共通仮設費率 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03

【通期の週休2日適用工事（4週8休以上）】

補正なし

なお、本書は令和8年5月15日以降調達公告（調達公告を行わない場合にあっては入札日の通知）を行うものから適用する。